前向きな事業にかかる資金調達をバックアップ!
平成28年度兵庫県中小企業融資制度

保証料率20%割引のご案内

平成28年度兵庫県中小企業融資制度のうち下表の各制度について、保証料率を20%割引します。
併せて、割引対象の制度は融資利率の引き下げも行われています。この機会にぜひご利用ください！

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	貸借対照表なし
通常の保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%

20%割引

割引後の保証料率	**1.52%**	**1.40%**	**1.24%**	**1.08%**	**0.92%**	**0.80%**	**0.64%**	**0.48%**	**0.36%**	**0.92%**

※特例保証を利用する場合は、別に定める保証料率が適用されます（保証料率割引の対象ではありません）。

【保証料割引対象制度】

融資制度名	変更後利率	変更前利率	引下げ幅	融資制度名	変更後利率	変更前利率	引下げ幅
第二創業貸付	**1.35%**	1.50%	**0.15%**	防災・エネルギー設備促進貸付(知事特認)	**0.70%**	1.10%	**0.40%**
事業応援貸付	**1.35%**	1.50%	**0.15%**	商店街活性化貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**
経営革新貸付	**0.95%**	1.35%	**0.40%**	商店活性化貸付	**1.35%**	1.50%	**0.15%**
海外市場開拓支援貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**	観光等設備貸付	**1.35%**	1.50%	**0.15%**
新技術・新事業創造貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**	ユニバーサル推進貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**
設備投資促進貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**	新規開業貸付	**0.70%**	1.00%	**0.30%**
防災・エネルギー設備促進貸付	**0.95%**	1.10%	**0.15%**	再挑戦貸付	**0.70%**	1.30%	**0.60%**

※平成28年4月1日以降に保証承諾および貸付実行されたものが対象となります。

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

※融資制度の概要とお問い合わせ先は
裏面をご覧ください

保証料率20%割引の対象となる主な「兵庫県中小企業融資制度」の概要

融資制度名	融資限度額	融資利率	融資(据置)期間	対象となる方
第二創業貸付	1億円	1.35%	10年 (2年)	・現在の事業と異なる新しい分野に進出しようとする方
事業応援貸付	1億円	1.35%	10年 (2年)	・融資を受けた後、おおむね2年以内に売上の増加が見込まれる方 ・創業又は新分野進出後、1年以上5年以内で、更なる発展を目指す方
経営革新貸付	1億円	0.95%	10年 (2年)	・新商品の開発、生産など新たな取組により経営革新を行う方 ・成長期待企業としての支援決定を受けるなど、成長が期待される方 ・後継者不在により事業継続が困難な方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方
設備投資促進貸付	3億円	0.95%	10年 (2年)	・新製品製造などのため、機械・設備の新設を行う方 ・事業の効率化や改善・継続などのため、既存設備の更新を行う方
防災・エネルギー設備促進貸付	3億円 (特認 15億円)	0.95% (特認 0.70%)	10年 (2年) (特認 15年 (2年))	・施設の耐震改修、機械の転倒防止など防災関連の設備投資を行う方 【特認】上記のうち、耐震改修促進法に基づく多数利用建築物の耐震診断・耐震改修等を行う方 ・自家発電設備の整備、蓄電池の整備等を行う方や再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を行う方
新規開業貸付	資格・経験あり 3,500万円	0.70%	7年 (1年)	・経験、資格を生かして新たに事業を開始する方 ・経験、資格を生かして新たに営業を開始して1年未満の方
	資格・経験なし 2,500万円			・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方 (資格・経験等がない場合) ・営業を開始して1年未満の方 ※認定特定創業支援事業の支援を受けて開業する方の限度額は3,000万円

● 保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。
● 上表の各制度およびその他の割引対象制度の詳細につきましては、下記のお問い合わせ・ご相談窓口までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談窓口

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所所在地)
経営支援室		078(393)3920	兵庫県下全域(創業及び経営支援業務に関すること)
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
姫路支所	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795(22)6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079(424)1105	加古川市、高砂市、加古郡

上記のお問い合わせ・ご相談窓口では、中小企業・小規模事業者の皆さまからの資金調達や経営に関するご相談にお応えしております。「どのような保証があるのか知りたい」「現在の返済を軽減したい」「経営改善を図りたい」等のご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。